JETRO
Japan External Trade Organization

ブレグジットに関する最近の動向

-2019年10月11日-

JETROブリュッセル事務所

【免責条項】
ジェトロは、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本資料の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

英国のEU離脱交渉

英国のEU離脱のベルギーへの影響

離脱・ノーディールに向けて

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱交渉

これまでの主な出来事①

3月31日：欧州理事会、交渉ガイドライン案。**「在英EU市民の権利保護」、「EU法適用終了に伴う『真空状態』の防止」、「財政責任の履行」、「アイルランド島の国境復活の回避」**。

4月29日：EU27、交渉ガイドライン採択。交渉の原則（**「緊密な連携関係」、「権利と義務のバランス」、「公平な競争条件」、「単一市場の一体性保全」、「加盟国との同等の権利・利益は認めない」**）とアプローチ（離脱条件での合意⇒将来関係）。

11月25日：欧州理事会、離脱協定・政治宣言案を承認。

2016年　2017年　2018年

7月13日：メイ内相、首相就任。

6月23日：**EU離脱の是非を問う国民投票で賛成（52%）が反対（48%を上回る。**キャメロン首相は翌日辞意を表明。

3月29日：EU条約50条に基づく離脱通知。

1月17日：メイ首相**「単一市場・関税同盟離脱」、「自由移動終了」、「移行期間の設定」、「アイルランド島の国境復活回避」**を主張。（ランカスター演説）

9月12日：メイ首相、**「2年間の移行期間」、「現行中期予算枠組みへの資金拠出」、「在英EU市民の権利保障」**、「防衛分野での協力」を表明。（フィレンツェ演説）

7月12日：英国閣僚、将来の「商品の共通ルールブック」、「CJEUによるEU・英合意の解釈」、「英国によるEU関税の徴収代行」、「自由移動の終了」で合意。（チェッカーズ合意）

11月14日：「英国全体を対象とするバックストップ」を含む離脱協定・政治宣言案を閣議承認。交渉妥結。

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱交渉

これまでの主な出来事②

2019年

1月15日：英国議会、離脱協定・政治宣言案を否決。

3月12日：英国議会、離脱協定・政治宣言案を否決。

3月21日：欧州理事会、離脱日を5月22日（英国で翌週に合意案が可決された場合）または4月12日（合意案が否決された場合）まで延期することで合意。

3月29日：英国議会、離脱協定を否決。当初の離脱予定日。
⇒離脱日は4月12日に

4月11日：欧州理事会、最大で10月31日まで離脱日を延期。

6月7日：メイ首相、辞任表明

7月24日：ジョンソン前外相が首相就任、バックストップ廃止を主張。

8月21日：ジョンソン首相、メルケル独首相と会談、30日以内のバックストップ代替案提示を表明。

10月2日：バックストップ代替案を正式提案。「北アイルランドのみ農産品、工業製品のEUルールを受け入れ」、「関税同盟離脱」、「アイルランド島南北貿易では、税関申告は電子的に実施、ごく一部を対象に企業・流通拠点で検査実施」、「代替案の実施には北アイルランド自治政府・議会の事前の合意および4年ごとの更新」

10月17日・18日：欧州理事会

10月31日：英国の離脱予定日。

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

英国のバックストップ代替案（10月2日）

英国のバックストップ代替案の要旨

- **北アイルランドのみ農産品・工業製品の安全基準などEUルール**を受け入れ
- **英国は関税同盟から離脱**
- **税関申告**は電子的に実施、検査はごく一部を対象に事業者の拠点や物流拠点で実施
- **北アイルランドが移行期間終了時とその後4年ごとに継続の可否を判断**

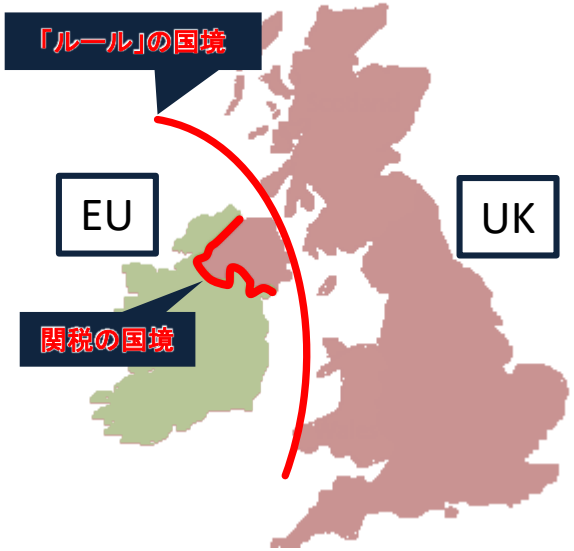

これが最後の提案だ。（EUが拒否するならば）合意なき離脱となる。
（英国ジョンソン首相、10月2日）

これ以上の譲歩はない。
（英国・民主統一党（DUP）フォスター党首、10月2日）

具体的な詳細が不明で、運用可能性に疑問がある。アイルランド島経済の統合が毀損されることへの配慮に欠ける。北アイルランド議会の判断に左右される。前からある、悪い方策の寄せ集めだ。
（欧州議会ブレグジット問題対策チーム・ヴェルホフスタット座長、10月3日 ）

これが最後の提案だというならば、合意なき離脱となる。
（アイルランド　コーブニー副首相兼外務・貿易相、10月3日 ）

英国の代替案をベースとした合意はほぼありえない。
（ドイツ　メルケル首相、10月8日付報道 ）

バカバカしい責任の押し付け合いではなく、欧州と英国の将来や市民の安全と利益こそ問題だ。
（欧州理事会　トゥスク常任議長、10月8日 ）

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱交渉

今後予想されるシナリオ

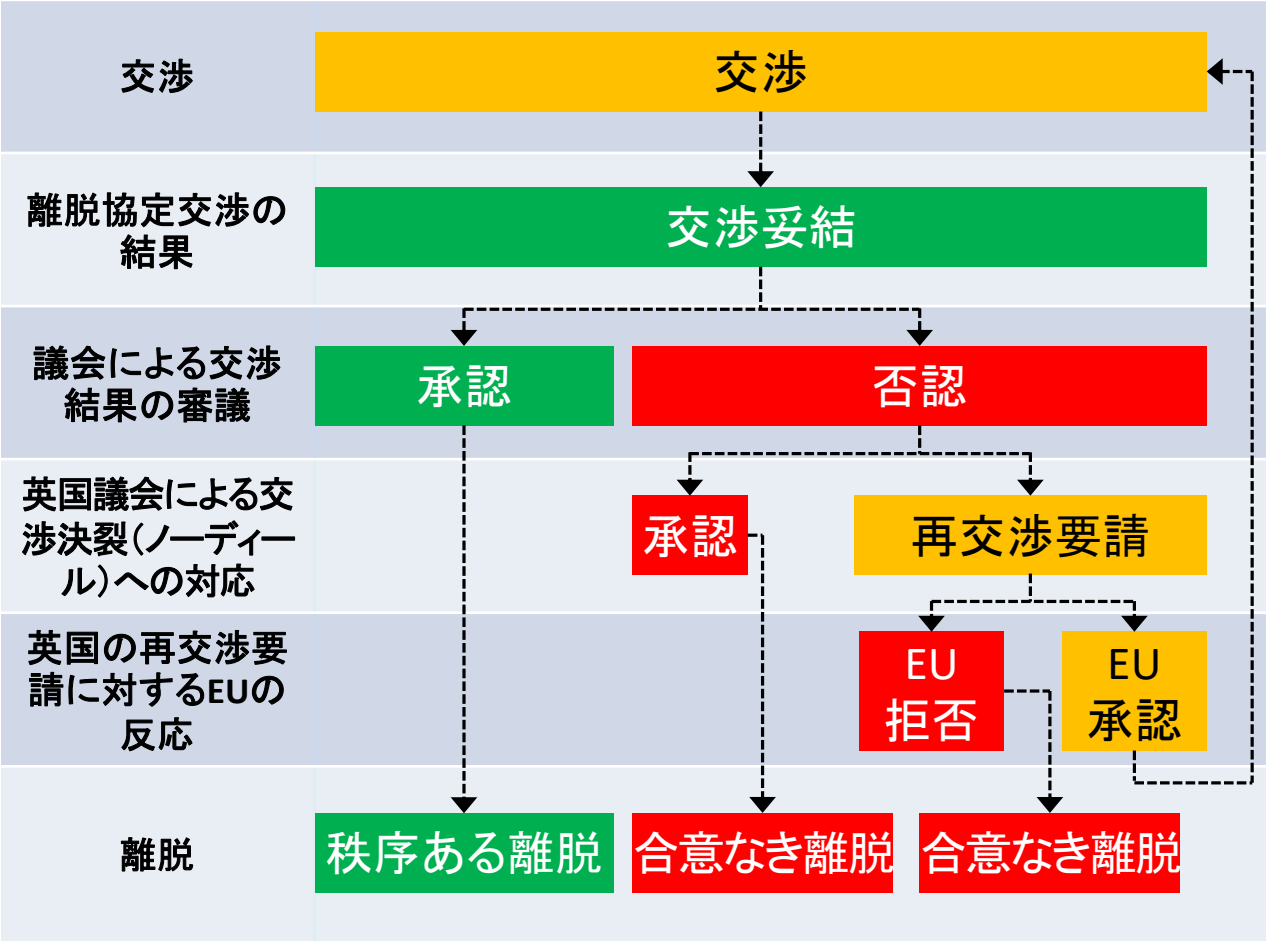

(出所)政府研究所(Institute for Government、英国の独立系シンクタンク)よりジェトロ作成

注目点

- **英国が提示したバックストップ代替案の問題点を解決できるか？**
- バックストップ代替案で合意できたとしても、**離脱合意に英国議会過半数の支持を得られるか不明**。
- **ジョンソン首相は**、合意なき離脱を回避するため、**EUへの離脱日延期の要請を義務付ける「Benn Bill」に従うか？**
- 英国から離脱日延期の要請があったとして、**EU27カ国首脳が延期要請に応じるか？**
- **英・EUの「Blame Game」の行方**、等

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

離脱後のEU・英国関係

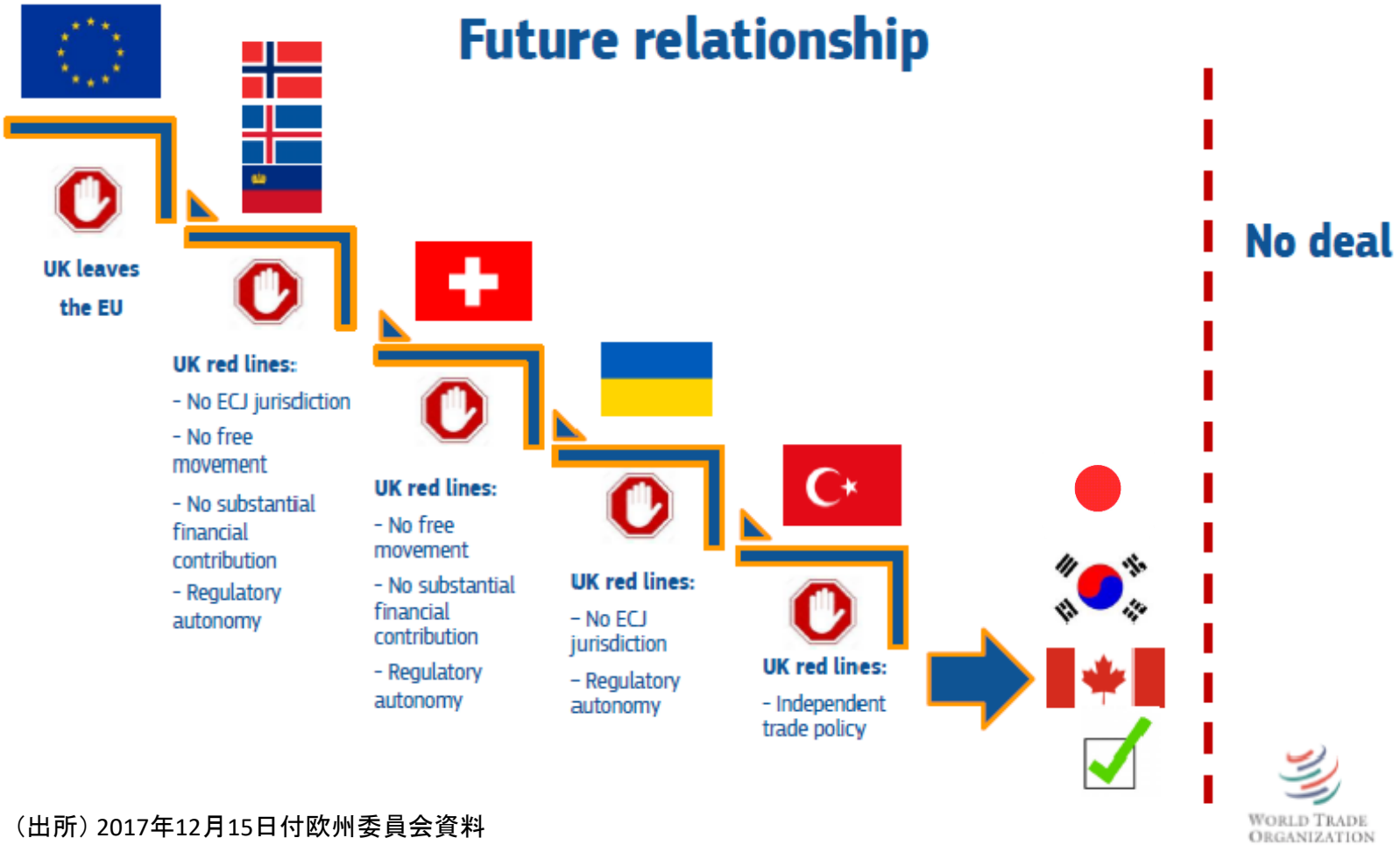

（出所）2017年12月15日付欧州委員会資料

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

英国のEU離脱交渉
英国のEU離脱のベルギーへの影響
離脱・ノーディールに向けて

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱のベルギーへの影響

JETRO
Japan External Trade Organization

英国とベルギーの貿易（2018年）

○ **英国はベルギーの第5位の貿易相手（シェア5.60%）、フランダース地域との取引が8割以上**

英国の対ベルギー輸出
134億164万ユーロ

197億5,108万ユーロ
ベルギーの対英国輸出

地域別内訳

英国の対フランダース地域輸出
116億2,767万ユーロ

162億959万ユーロ
フランダース地域の対英国輸出

英国の対ワロン地域輸出
12億4,242万ユーロ

29億8,596万ユーロ
ワロン地域の対英国輸出

英国の対ブリュッセル首都圏地域輸出
5億3,156万ユーロ

5億5,553万ユーロ
ブリュッセル首都圏地域の英国輸出

ベルギーの対英国輸出の主要品目

化学品（医薬品、等）	39億3,289万ユーロ
輸送機器（自動車、等）	35億7,674万ユーロ
鉱物製品（鉱物燃料・鉱物油、等）	19億8,012万ユーロ

英国の対ベルギー輸出の主要品目

鉱物製品（鉱物燃料・鉱物油、等）	27億7,236万ユーロ
輸送機器（自動車、等）	25億4,560万ユーロ
化学品（有機化学品、精製油・香水・化粧品、医薬品、等）	24億5,756万ユーロ

（出所）ベルギー国立銀行（2019年6月26日付データ）

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱のベルギーへの影響

雇用・経済活動への影響①

○ ベルギーは英国以外のEU27カ国中、**4番目にBREXITによる雇用への影響が大きい**

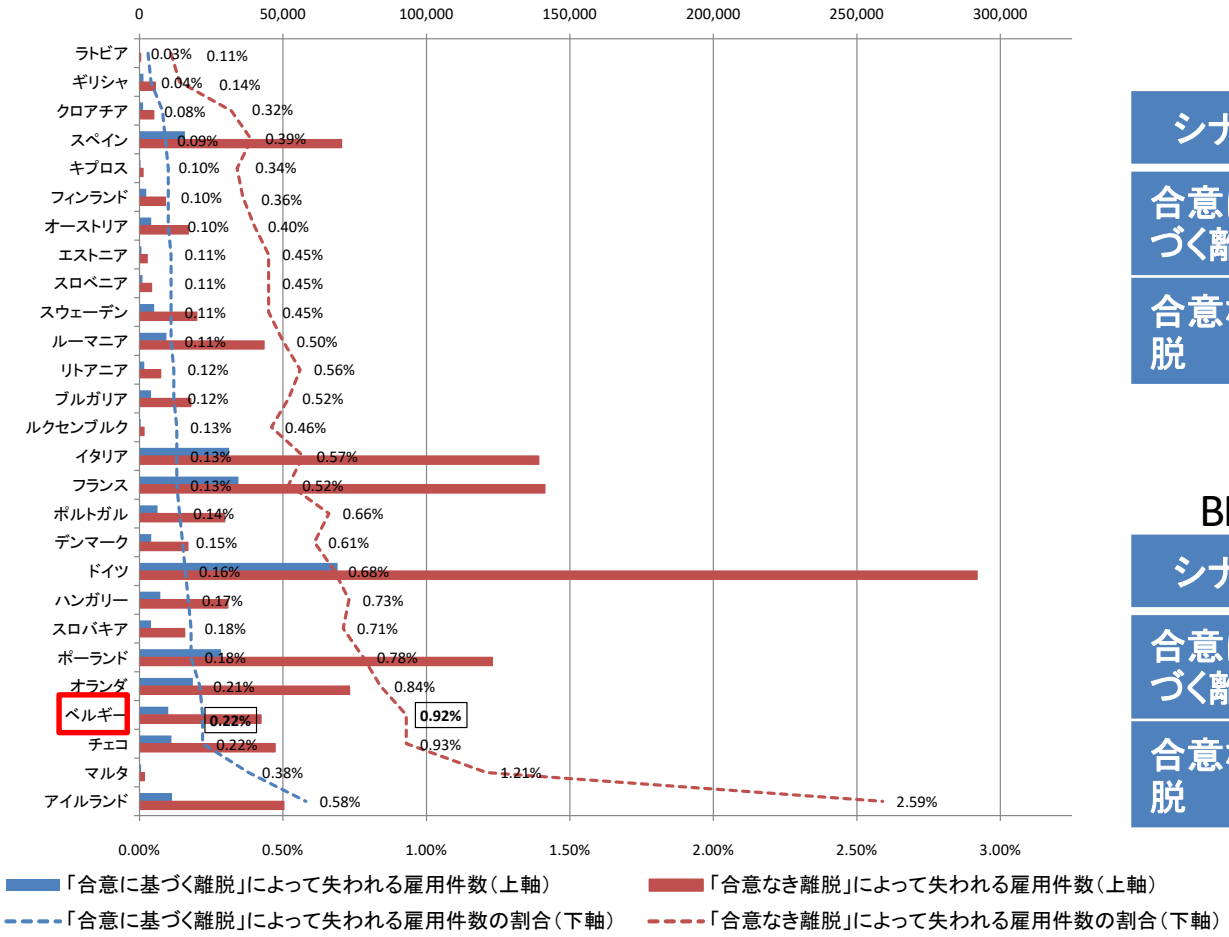

BREXITによる雇用喪失の予測

シナリオ	ベルギー	EU27カ国	英国
合意に基づく離脱	1万人分	28万4,000人分	14万人分
合意なき離脱	**4万2,000人分**	120万人分	52万6,000人分

BREXITによる国内付加価値変化の予測

シナリオ	ベルギー	EU27カ国	英国
合意に基づく離脱	△0.58%	△0.38%	△1.21%
合意なき離脱	**△2.35%**	△1.54%	△4.47%

（出所）ルーバン・カトリック大学（KUL）ヒルケ・バンデンブッス（Hylke Vandenbussche）教授らによる試算

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱のベルギーへの影響

JETRO
Japan External Trade Organization

雇用・経済活動への影響②

○ 英国との貿易でのつながりが強い**フランダースだけでなく、ワロンにも影響が波及**

BREXITによる国内各地域の雇用喪失の予測

	合意に基づく離脱		合意なき離脱	
	雇用喪失件数	全体に占める割合	雇用喪失件数	全体に占める割合
ブリュッセル首都圏地域	1,010人分	0.15%	3,981人分	0.58%
フランダース地域	6,505人分	**0.25%**	2万7,991人分	**1.06%**
ワロン地域	2,435人分	**0.20%**	1万58人分	**0.82%**
ベルギー全体	9,920人分	0.22%	4万2,031人分	0.92%

BREXITによる各地域の付加価値の変化の予測

	合意に基づく離脱		合意なき離脱	
	付加価値の減少分	域内付加価値比	付加価値の減少分	域内付加価値比
ブリュッセル首都圏地域	△3億4,700万ユーロ	△0.38%	△13億4,300万ユーロ	△1.47%
フランダース地域	△17億7,500万ユーロ	**△0.60%**	△73億8,400万ユーロ	**△2.51%**
ワロン地域	△6億9,100万ユーロ	**△0.60%**	△27億7.800万ユーロ	**△2.39%**
ベルギー全体	△28億1,200万ユーロ	△0.56%	△115億500万ユーロ	△2.29%

（出所）ルーバン・カトリック大学（KUL）ヒルケ・バンデンブッス（Hylke Vandenbussche）教授らによる試算

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱のベルギーへの影響

JETRO
Japan External Trade Organization

雇用・経済活動への影響③

○ **化学産業、法律・会計サービス**などに大きな影響。食品産業は合意の有無に大きく左右される。

BREXITにより雇用が失われる産業

（各地域、「合意なき離脱」の場合、上位4位）

	フランダース地域	ワロン地域	ブリュッセル首都圏地域
1位	食品産業	食品産業	事務・補助サービス
2位	繊維産業	事務・補助サービス	法律・会計サービス
3位	事務・補助サービス	小売り産業	小売り業
4位	法律・会計サービス	法律・会計サービス	卸売業

BREXITにより付加価値が減少する産業

（各地域、「合意なき離脱」の場合、上位4位）

	フランダース地域	ワロン地域	ブリュッセル首都圏地域
1位	化学産業	医薬品産業	金融サービス
2位	食品産業	食品産業	法律・会計サービス
3位	法律・会計サービス	法律・会計サービス	卸売
4位	卸売業	化学産業	事務・補助サービス

BREXITのフランダース地域への影響

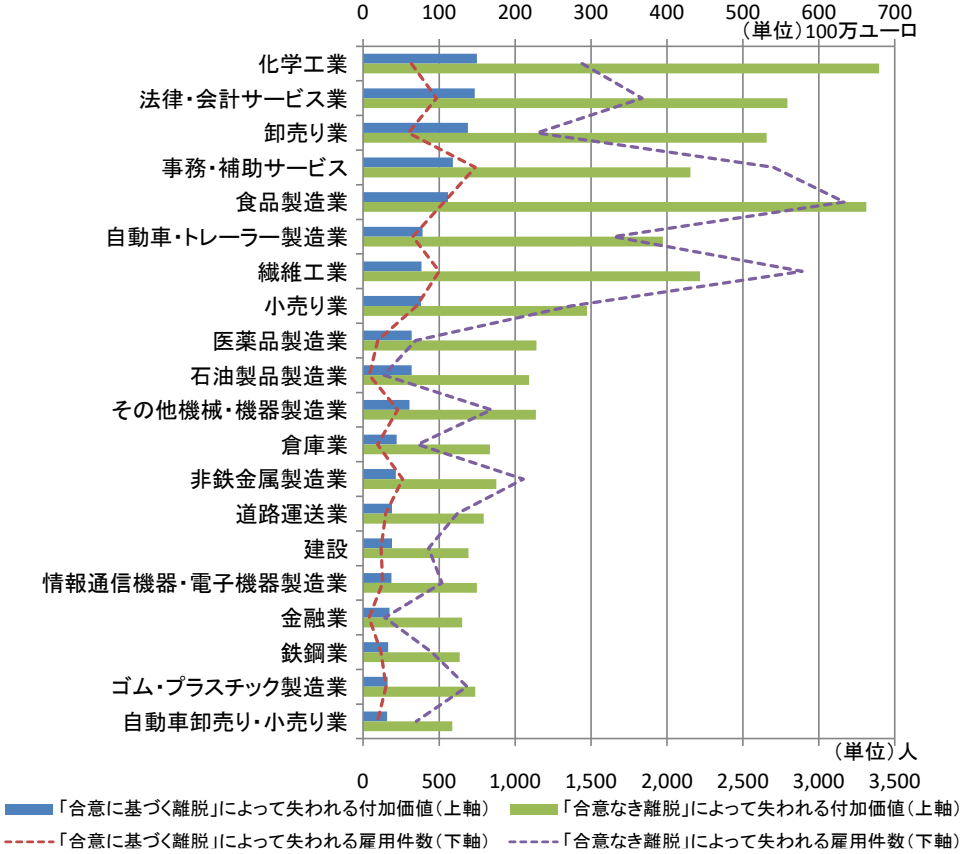

（出所）ルーバン・カトリック大学（KUL）ヒルケ・バンデンブッス（Hylke Vandenbussche）教授らによる試算

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱のベルギーへの影響

JETRO
Japan External Trade Organization

参考：日本企業の活動への影響が想定される事項

①「モノ」の流れ
関税率、通関、原産地証明、認定事業者（AEO）、輸出管理・経済制裁、アンチダンピング、関税もしくは輸送に係る費用と時間の拡大、契約書の変更、輸送手段への影響、など。

②「ヒト」の流れ
EU市民並びに日本人を含む従業員の雇用や配置転換、労働者の権利・社会保障制度、など。

③「カネ」の流れ
パスポーティングの消滅（金融機関並びに、域内で自社の証券を発行・取引する企業）、消費税、電子商取引にかかる消費税向けのワンストップショップ、法人税、在英・在EU企業間の源泉徴収課税、など。

④「データ」の流れ
EU一般データ保護規則（GDPR）に対する対応、データやワンストップショップの取扱い、など。

⑤「制度」
エコデザインなどの製品に係る基準、車両の型式認証、REACHや危険物質の輸出入などの化学品に関する基準、医薬品に関する基準、ETSIなどの規格、EU域内の資格との相互認証、カルテルやM&A審査、欧州排出権取引制度（EU ETS）、補助金への規律、商標・デザイン、特許、著作権、知的財産権の侵害への対応、など。

⑥「その他」
欧州原子力共同体（Euratom)、ホライゾン2020などで提供される研究向けプロジェクト、公共調達、司法事項、など。

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱のベルギーへの影響

JETRO
Japan External Trade Organization

産業界の懸念①

○ **ベルギー産業界のポジション**（Brexit High Level Group報告書（2017年12月）より）

ESSENSCIA（化学・生命科学産業）

- 英国は同団体がカバーする産業の第5位の輸出先（シェア7.3%）
- **プラグマティックな英国の離脱により、北欧諸国の保守的な「予防原則」が優勢となることを危惧**
- 英国はEUの研究開発プログラムにおける重要なパートナーであり、離脱後も双方の積極的なイノベーション促進策が必要
- 医薬品の安定供給への配慮が必要
- **化学品については、EU27カ国と英国の公平な競争環境を維持すること、**さらには、（通商を継続する上で）**英国が欧州化学品庁の監督の下、EUの化学品規制に参加することが理想的**

FEVIA（食品）

- 英国はベルギー食品作業の第4位の輸出先（シェア約10%）
- 短期的には、ポンド安が課題、**中長期的には規制の乖離、保護主義、関税などEUの単一市場からの離脱がリスク**
- 商品の品質保持期間を考慮すると、**英国の代替市場を見つけることは困難**

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱のベルギーへの影響

JETRO
Japan External Trade Organization

産業界の懸念②

○ **ベルギー産業界のポジション**（つづき）

FEDUSTRIA（繊維・木材製品・家具）

○ 英国は同団体がカバーする産業の輸出シェア約10%、特に内装用繊維品の輸出先としては第1位（年約7億ユーロ）

○ **「合意なき離脱」は繊維・木材製品・家具産業にとって「壊滅的」**。離脱後に移行期間を設け、将来の通商関係は次の点を満たすべき

- ❑ 双方間の**関税撤廃**、**共通の通商政策**を実施、**第三国からの輸入品の「裏口」とならないように**する
- ❑ **製品規格、標準、試験方法の共通化**と、**相互認証の実施継続**
- ❑ **英国の公共調達市場への参加継続**
- ❑ 既存の**知的財産権の保護水準の維持**
- ❑ 化学品規制（REACH）における**公平な競争条件の維持**

© JETRO 2019. All right reserved

英国のEU離脱のベルギーへの影響

JETRO
Japan External Trade Organization

産業界の懸念③

○ ベルギー産業界のポジション（つづき）

ゼーブリュージュ港（海港）

○ ゼーブリュージュ港は2016年に1,710万トンの英国向け・英国からの貨物を扱った（同港の海運貨物の45%に相当）。その内、英国向け輸出は68%、輸入は32%だった

○ **課題**

- ❑ **ポンド安などによる英国の自動車販売の冷え込みなど、英国向け貨物の減少**に加えて、将来的には、**輸入関税**と**非関税障壁**（申請書類、国境検査）の導入など、**BREXITの影響は避けられない**
- ❑ 手続き軽減のため、**一部企業はゼーブリュージュを経由せず英国へ直接輸出する流通経路を検討**しており、ベルギーへの**投資機会損失のリスク**となる
- ❑ **同港にはアイルランド便も就航**しており、アイルランド共和国と北アイルランドの**国境問題の解決が必須**

○ **提言**

- ❑ 将来的には**良質な通商協定が必要**
- ❑ **迅速かつ効率的な物流**には、**法令の柔軟な適用**と、**双方間の協定**が必要
- ❑ **国境検査による物流の阻害を最低限に**抑制すべき
- ❑ 同港を経由するEU域外からの英国向け貨物を、**現在と同様の簡易な手続きで処理できるようにすべき**
- ❑ 同港の関税分野の知見を活用し、**英国市場への入り口としての地位を確立すべき**
- ❑ 英国向け貨物の運搬中に、行政手続きや間違いの修正などを行えるようにする可能性を検討すべき
- ❑ ベルギーの関税当局は英国当局との対話を開始し、BREXIT対策を早急に進めるべき

※ベルギー税関は、人員の増強などにより税関手続きの負荷の拡大に備えている

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

英国のEU離脱交渉
英国のEU離脱のベルギーへの影響
離脱・ノーディールに向けて

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

企業活動への影響と対策の概要を知るための情報源

◎ **万が一、まだ対策を検討していない場合は、早急にチェックを！**

- **欧州委員会**
  - EUで事業を行う企業向け**「ブレグジット準備対策チェックリスト」**（2019年9月）
    'BREXIT PREPAREDNESS CHECKLIST'FOR COMPANIES DOING BUSINESS IN THE EU
    https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit-preparedness-communications-checklist_v3_en_0.pdf
  - 税制・関税同盟総局**「ブレグジットに向けた備え：企業向け税関ガイド」**（2019年4月）
    HOW TO PREPARE FOR BREXIT: CUSTOMS GUIDE FOR BUSINESSES
    https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/leaflet-brexit-customs-guide-for-businesses_en.pdf
- **ベルギー連邦政府経済相**
  - **「ブレグジット・インパクト・スキャン」**（2019年8月、インタラクティブ・サイト）
    BREXIT IMPACT SCAN
    https://brexit-impact-scan.be/
- **英国政府**
  - **「Get ready for Brexit on 31 October 2019: check what you need to do」**（インタラクティブ・サイト）
    https://www.gov.uk/get-ready-brexit-check

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

EU欧州委員会の分野別「準備対策通知」

- 欧州委員会は、**88の「準備対策通知（preparedness notices）」**を2017年11月以来、順次発出
- ステークホルダーに対して、考慮すべき主な法令と、英国で取得した認証など、英国のEU離脱による法令の適用関係を解説

準備対策通知の例

- **通商分野**：関税・間接税、輸出入ライセンス、付加価値税、原産地規則　等
- **単一市場分野**：自動車の型式認証、商標・デザイン、公共調達、専門資格、化粧品　等
- **デジタル分野**：Eコマース規制、視聴覚サービス規制、電子署名、著作権　等
- **司法分野**：データ保護、会社法、消費者保護・乗客の権利　等
- **環境分野**：エコラベル、ゴミ処理規制、エコマネジメント・監査制度（EMAS）　等
- **気候変動分野**：車両からの二酸化炭素排出、排出権取引制度、フッ化ガス規制　等
- **エネルギー分野**：欧州原子力共同体、エネルギー市場規制　等
- **交通分野**：船員資格、航空輸送、航空安全、道路輸送、海上輸送　鉄道輸送　等
- **金融分野**：法定監査、信用格付け機関、銀行サービス規制、保険サービス規制　等
- **海洋・漁業分野**：漁業・養殖業
- **保健衛生分野**：人・家畜向け医薬品、農薬、殺生物性製品、食品規制、遺伝子組み換え食品　等
- **その他**：域内の旅行、市民イニシアチブ　等

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

離脱・ノーディールに向けた法整備

○ 欧州委員会は**「ノーディール」**に備え、影響緩和のため、2017年11月以来、**19の法提案**を実施

「ノーディール対策法案」の例

- **自動車**：英国で型式認証を取得した車両について、認証取得時の試験を繰り返すことなく、EU27カ国で型式認証を取得できるようにする（2019年1月10日公布）
- **通商分野**：軍事・民生両方に利用可能な二重用途品について、EU全域に有効な一般許可の対象国に英国を加える（2019年3月27日公布）
- **道路輸送**：英国で免許を取得した道路輸送事業者に対して、9カ月間に限り、英国とEU間の物品の輸送を認める（2019年3月27日公布）
- **航空分野**：EUと英国間の航空サービスの相互就航を12カ月間に限定して認める。また、英国機の航空安全許可を9カ月に限定して認める（いずれも、英国側が同等の権利をEU27カ国に対して認め、公平な競争環境を確約することが条件）（2019年3月27日公布）
- **鉄道輸送**：EUが定めた要件を満たす安全基準を英国が維持・遵守することを条件に、3カ月を上限に英国の鉄道インフラの部品や車両のEU安全規格への適合性認証を認める（2019年3月27日公布）
- **金融サービス**：英国に拠点を置くデリバティブの中央清算機関、中央証券預託機関に条件付きで、それぞれ12カ月と24カ月間、同等性を認める（2018年12月20日公布）
- このほか、**水産分野**（2019年3月27日公布）、**離脱以降の英国市民のEU滞在**（2019年4月12日公布）、「Erasmus +」（域内国境を越えた留学・職業研修プログラム）、社会保障に関する提案など（ともに2019年1月30日発表、3月27日公布）

○ ベルギーは、連邦・地域政府の担当分野を含む「ブレグジット法」を制定（2019年4月10日官報掲載）。2020年末までの英国人・家族の滞在・労働、社会保障、英国とのガスパイプラインなど規定。

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

税関に関する情報

○ 欧州委員会の税制・関税同盟総局（DG TAXUD）が特設ページで情報発信中
https://ec.europa.eu/taxation_customs/uk_withdrawal_en

税制・関税同盟総局特設ページの注目点

- **英国にサービス・商品を販売する事業者、英国からサービス・商品を購入する事業者、英国を経由して商品を輸送する事業者に影響**
- ガイダンス、ガイドラインなど掲載
  - 「ノーディール時の関税に関するガイダンス・ノート」
    https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/guidance-customs-procedures_en.pdf
    - 「ブレグジットによるトランジットのシナリオ」
      https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/brexit-transit-business-scenarios-annex-1-no-deal_en.pdf
    - 「ブレグジットによる輸出事業のシナリオ」
      https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/brexit-export-business-scenarios-annex-2-no-deal_en.pdf
  - 「ノーディール時に移動中の物品に対する物品税に関するガイダンスノート」
    https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/guidance-excise-ongoing-movements_en.pdf
  - 「ノーディール時のVAT行政協力とリカバリー支援に関するガイダンスノート」
    https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/guidance-note-on-vat-administrative-cooperation-and-recovery-assistance-in-case-of-no-deal_en.pdf
  - その他

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

離脱・ノーディールに備えるための主な情報源①

◎ **万が一、まだ対策を検討していない場合は、早急にチェックを！**

○ **欧州委員会**

- ❑ ブレグジット・ポータルサイト
  https://ec.europa.eu/info/brexit_en
- ❑ **「準備対策通知（preparedness notices）」**
  https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notices_en
- ❑ 「ノーディール対策法案（Legislative initiatives and other legal acts）」
  https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/legislative-initiatives-and-other-legal-acts_en
- ❑ 英国のEU離脱に関する第1～6次「コミュニケーション」（2018年7月19日～2019年9月4日）
  https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/other-preparedness-activities_en
- ❑ EU在住の英国人、英国在住のEU出身者の「市民の権利（Citizens' rights）」
  https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/citizens-rights_en
- ❑ **税制・関税同盟総局ブレグジット特設ページ**
  https://ec.europa.eu/taxation_customs/uk_withdrawal_en
- ❑ 欧州化学品庁（ECHA）ブレグジット特設ページ
  https://echa.europa.eu/uk-withdrawal-from-the-eu

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

離脱・ノーディールに備えるための主な情報源②

- **万が一、まだ対策を検討していない場合は、早急にチェックを！**

- **ベルギー連邦政府**
  - ブレグジット・ポータルサイト
    https://www.belgium.be/en/brexit
  - 財務省ブレグジット特設ページ：**関税、物品税、VAT**
    https://finances.belgium.be/fr/douanes_accises/entreprises/brexit
  - 経済省ブレグジット特設ページ：**企業での対策**、**原産地規則**、**規格・認証**、**適合性**、**知的財産権**…
    https://economie.fgov.be/fr/themes/entreprises/brexit
  - 雇用省ブレグジット特設ページ：**雇用制度への影響**など
    http://www.emploi.belgique.be/lebrexit/
  - 社会保険省ブレグジット特設ページ
    https://socialsecurity.belgium.be/fr/activites-internationales/brexit

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

離脱・ノーディールに備えるための主な情報源③

◎ **万が一、まだ対策を検討していない場合は、早急にチェックを！**

- **ベルギー各地域政府**
  - フランダース政府貿易投資局（FIT）ブレグジット特設ページ（事業者向け）
    https://www.flandersinvestmentandtrade.com/export/internationaal/dossiers/brexit
    問い合わせ： brexit@fitagency.be
  - ワロン地域政府貿易・外国投資振興庁（AWEX）ブレグジット特設ページ
    http://www.awex-export.be/fr/marches-et-secteurs/royaume-uni/brexit
    問い合わせ：brexit@awex.be
  - ブリュッセル首都圏地域政府貿易投資局（BIE）ブレグジット特設ページ
    http://invest-export.brussels/fr_FR/-/le-brexit-et-les-entreprises-bruxelloises
    問い合わせ； brexit@hub.brussels
- **英国**
  - 英国政府ブレグジット特設ページ
    https://www.gov.uk/brexit
- **日本政府**
  - 外務省「英国のEU離脱」
    https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page4_002149.html

© JETRO 2019. All right reserved

JETRO
Japan External Trade Organization

ジェトロの情報発信

- **日本語の情報です。ぜひご利用ください。**

- **ブレグジット特集ページ**
  https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/
- ブレグジット交渉の争点と進捗状況（2019年10月4日更新）
  https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/uk/referendum/brexit_outline_20191004.pdf
- ブレグジットに関する法制度上の留意点（2019年5月15日）
  https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/uk/referendum/brexit_legal_20190515rev.pdf

- **調査レポート**
  - 「英国のEU離脱に関する法律・制度上のガイドブック」（2018年10月）
    https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/a9bfb87b0bb7cd90.html
  - 「英国のEU離脱（ブレグジット）に向けた日本企業の留意点」（2018年10月）
    https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/01/63e5b8fb0ea6b7c8.html
  - 「英国の合意なきEU離脱に備えたビジネス上の制度的留意点（**近日公開予定**）

- **経済産業省と共同で「ブレグジット対応サービスデスク」を立ち上げ（10月4日発表）**

© JETRO 2019. All right reserved

参考：合意なき離脱の場合の税関手続き

- EU条約第50条に基づく合意を結ばずに、英国がEUを離脱する場合（以下「合意なき離脱」）、離脱時点から、英国はEU域外の第三国となり、EU法は適用されなくなる。

すなわち、英国とEU27カ国の間の物品の取引が輸出入になる。
- ■ 税関申告、税関検査、動植物検疫、規格への適合検査等の適用。
- ■ 関税、輸入付加価値税（VAT）、物品税等の徴収。

その結果、予想される問題。
- ■ 物流遅延。
- ■ 追加事務負担。

事業者がすでにEU域外との輸出入に関わっている場合の追加事務負担。
- ■ EUの統一された関税制度がEUと英国に分かれるため、双方で手続きが必要になる。
- ■ 英国がEU加盟国である間は、第三国としての手続きを進められない。

問題の例

■ EU27カ国と英国の間の社内取引でも別のEORI（事業者登録識別）番号が必要になるが、EUでは、1事業者1EORI番号のみ発行されるため、英国がEU加盟国である間は、英国のEORI番号に加えてEU27カ国のEORI番号を取得することはできない。

解決策

- ➢ EU27カ国に、合意なき離脱日に発効するEORI番号を申請。

問題の例

■ 英国発行のGBで始まるEORI番号に対して、EU27カ国で発行された税関認可は、無効になる。

解決策

- ➢ 合意なき離脱日に発効するEU27カ国で発行されるEORI番号に差し替え、英国を削除する修正で、実質的に継続可能。
- ➢ ただし、拘束的関税分類情報（BTI）と拘束的原産地情報（BOI）の決定については、修正できないため、再申請が必要。
- ➢ 英国原産分が決定要因になっているBOIは、無効になる。

参考：合意なき離脱の場合の税関手続き

- 事業者がEU域外との輸出入に関わっていない場合の追加事務負担。
- EUと英国の間の税関手続きに対応しなければならない 。

合意なき離脱後に、EUから英国へ輸入する際の留意点

EU27カ国の輸出事業者

- EU加盟国のEORI番号取得確認。
- 輸出申告を通関業者に任せるか、自社で行うか決定。
- 輸出ライセンスの要否確認。
- 物品税の対象になる物品か否か確認。
- 輸出管理の対象になる物品か否か確認。
- 動植物検疫などの検査の対象か否か確認。
  - ◆ 対象となる場合の準備、通関場所の特定、など。
- 輸送手段決定。
- VATの支払い（デジタルサービス輸出の場合）、払い戻し方法の確認。
- 恒常的に輸出を行う場合など、税関手続の簡素化や再輸出入加工など特別な手続きを利用するかを決定。

英国の輸入事業者

- 「GB」で始まるEORI番号取得確認。
- 輸入申告を通関業者に任せるか、自社で行うか決定。
- 適用される商品（関税）分類番号、関税率、物品税率、VAT税率を確認。
- 輸入ライセンスの要否確認。
- 商品の表示変更の要否確認。
- 動植物検疫などの検査の対象か否か確認。
  - ◆ 対象となる場合の準備、通関場所などの確認。
- 恒常的に輸入を行う場合など、暫定的簡素化手続きあるいは通常の簡素化手続き（CFSP）、特別な手続き、関税繰延口座を利用するかを決定。

参考：合意なき離脱の場合の関税

- 合意なき離脱日以降、EUは、英国からの輸入品に対し、WTO加盟国に対するEUの域外共通関税と貿易政策（反ダンピング課税等）を適用。

日EU・EPAで定められた特恵関税率の適用。

■ 日本とEU27カ国の間の輸出入に適用される。
- ◆ 原産地の計算から、英国原産分は除外。
- ◆ 英国原産分が、特恵関税率適用の決定要因の場合、特恵関税率不適用。

■ 日本と英国の間の輸出入には、合意なき離脱日以降、適用されない。

EU27カ国と日本からの英国への輸入品には、英国の暫定関税枠組みを適用。

■ 合意なき離脱から、最長12カ月間適用、その後の関税率は未定。

英国の暫定関税関税率*が日EU・EPA1年目の関税率**より低い物品の例。

物品		関税分類番号		英国暫定関税率	日EU・EPA関税スケジュール
ゴム製の空気タイヤ（新品）	モーターサイクル用	4011	40	0.0%	3.4%
	建設用、鉱業用、産業用の車両、機械用		80	0.0%	4.0%
	その他のもの		90	0.0%	3.0%
玉軸受ころ軸受	玉軸受	8482	10	0.0%	7.0%
	円すいころ軸受		20	0.0%	7.0%
	球面ころ軸受		30	0.0%	6.7%
	針状ころ軸受		40	0.0%	7.0%
	その他の円筒ころ軸受		50	0.0%	7.0%
	その他のもの		80	0.0%	6.7%

物品		関税分類番号		英国暫定関税率	日EU・EPA関税スケジュール
一次電池	二酸化マンガン	8506	10	0.0%	0～3.5%
	酸化銀		40	0.0%	3.5%
	リチウム		50	0.0%	3.5%
	その他		80	0.0%	0～3.5%
	部分品		90	0.0%	3.5%
その他のモニター	その他のもの	8528	59	0.0%	12.7%
テレビジョン受像機器	その他のもの（カラーに限る）		72	0.0%	11.7%
モーターサイクルの部品		8714	10	0.0%	3.7%

* 2019年3月13日付ドラフト。 ** 日EU・EPA1年目の関税率は、2019年2月1日から2020年1月31日まで適用。

参考：合意なき離脱の場合の関税

英国の暫定関税関税率*が日EU・EPA1年目の関税率**より高い物品の例。

物品		関税分類番号		英国暫定関税率	日EU・EPA関税スケジュール
牛肉（生鮮、冷蔵）	枝肉、半丸枝肉	0201	10	6.8%+93.3ユーロ/100kg	0.0%
	その他の骨つき肉		20	6.8%+74.6～140ユーロ/100kg	0.0%
	骨つきでない肉		30	6.8%+160.1ユーロ/100kg	0.0%
牛肉（冷凍）	枝肉、半丸枝肉	0202	10	6.8%+93.3ユーロ/100kg	0.0%
	その他の骨つき肉		20	6.8%+74.6～140ユーロ/100kg	0.0%
	骨つきでない肉		30	6.8%+116.7～160.5ユーロ/100kg	0.0%
衣類および衣類付属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのもの）		61			
男子用のジャケット、ブレザー	羊毛製、繊獣毛製、綿製、合成繊維製、その他紡織用繊維製	6103	31-39	12.0%	0.0%
男子用のズボン、胸当てズボン、半ズボン、ショーツ	綿製、合成繊維製、その他紡織用繊維製		42-49	12.0%	0.0%
男子用のシャツ	綿製、人造繊維製、その他紡織用繊維製	6105	10-90	12.0%	0.0%
男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ	綿製、人造繊維製	6107	11,12	12.0%	0.0%
男子用のナイトシャツ、パジャマ	綿製、人造繊維製		21,22	12.0%	0.0%
女子用のブリーフ、パンティ	綿製、人造繊維製	6108	21,22	12.0%	0.0%
女子用のナイトドレス、パジャマ	綿製、人造繊維製		31,32	12.0%	0.0%
その他のもの	人造繊維製のもの		92	12.0%	0.0%
Tシャツ、シングレットその他肌着	綿製	6109	10	12.0%	0.0%
ジャージ、プルオーバー、カーディガン、ベスト	綿製、人造繊維製	6110	20,30	12.0%	0.0%
乳児用の衣類、衣類附属品	綿製、合成繊維製	6111	20,30	8.9～12.0%	0.0%
その他の衣類	綿製	6114	20	12.0%	0.0%
手袋、ミトン、ミット		6116	10	8.0～8.9%	0.0%

物品		関税分類番号		英国暫定関税率	日EU・EPA関税スケジュール
トラクター	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	8701	20	16.00%	14.80%
10人以上の人員（運転手を含む）の輸送用の自動車	駆動原動機としてディーゼルエンジン、セミディーゼルエンジンのみを搭載したもの	8702	10	16.00%	14.80%
	駆動原動機としてディーゼルエンジン、セミディーゼルエンジン、電動機を搭載したもの		20	16.00%	14.80%
	駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る）、電動機を搭載したもの		30	16.00%	14.80%
	駆動原動機として電動機のみを搭載したもの		40	10.00%	9.20%
	その他のもの		90	16.00%	14.80%
乗用自動車その他の自動車		8703	21-90	10.00%	8.80%
ダンプカー（ディーゼルエンジン、セミディーゼルエンジンを搭載したもの）	車両総重量が5トン以下のもの	8704	21	10.0～22.0%	8.8～19.3%
	車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの		22	22.00%	19.30%
	車両総重量が20トンを超えるもの		23	22.00%	19.30%
モーターサイクル、 補助原動機付きの自転車、サイドカー	シリンダー容積が50cm3以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る）付きのもの	8711	10	8.00%	6.70%
	シリンダー容積が50cm3を超え 250cm3以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る）付きのもの		20	8.00%	6.70%
	シリンダー容積が250cm3を超え 500cm3以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る）付きのもの		30	6.00%	5.00%
	シリンダー容積が500cm3を超え 800cm3以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る）付きのもの		40	6.00%	4.50%
	シリンダー容積が80cm3を超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る）付きのもの		50	6.00%	4.50%
	駆動原動機として電動機を有するもの		60	6.00%	5.00%
	その他のもの		90	6.00%	5.00%

* 2019年3月13日付ドラフト。 ** 日EU・EPA1年目の関税率は、2019年2月1日から2020年1月31日まで適用。

参考：合意なき離脱の場合のEUのREACH

- 合意なき離脱の場合、英国企業は、EEA外の企業となり、EUのREACHによる規制の対象から外れる。
  - ◆ EUのREACHへの登録は、EEA内に拠点を置く法人によって行われなければならないため、英国企業、英国の代理人（OR ）による登録、認可は、英国のEU離脱後はEEA内では無効になる 。
  - ◆ EEA外の製造事業者が、英国の輸入事業者あるいは代理人を通じて化学品をREACHに登録している場合、合意なき離脱後は、EEA内における登録がない状態になる。
    - ➢ EEA内での販売継続のためには、英国以外のEEA内の輸入事業者か代理人に、登録を移転する必要がある。

EEA外の製造事業者による、英国の輸入事業者・代理人から、EEA内の輸入事業者・代理人へ登録移転方法。

- EEA外の製造事業者が、英国内の輸入事業者あるいは代理人（現登録者）と、EEA内の輸入事業者あるいは代理人（継承者）との間で、契約関係の変更を行う
- 現登録者が、REACH-ITのアカウントの「法人の変更（Legal entity change）」機能を使って、現登録者から継承者への登録の移転の通知を、EUの規制当局の欧州化学品庁（ECHA）に対して行う。
- 継承者が、REACH-IT上で移転を承認した時点で、登録の移転は有効になる。

輸入事業者あるいは代理人の変更契約が、合意なき離脱が行われることを条件とする（合意なき離脱がなければ登録移転を行わない）場合の方法。

- REACH-IT上で、現登録者は、移転の通知を行うが、継承者は、移転をノーディールの離脱日まで承認しない。
- 合意なきの離脱が行われない場合、継承者は、REACH-IT上で、移転のアップデートを現登録者に求め、現登録者は移転をキャンセルする。

英国内の現登録者は、合意なき離脱日以降、REACH-ITのメールボックス以外の機能にアクセスできなくなるため、合意なき離脱以前に、変更の通知を行う必要がある。

参考：合意なき離脱の場合の英国のUK REACH

- 合意なき離脱の場合、英国は、EUのREACH規則を、そのまま英国国内法に導入する。
- ■ 英国の新制度は、UK REACHと呼ばれる。
- ■ 規制当局は、安全衛生庁（HSE: the Health and Safety Executive）。
- ■ ECHAとHSEは、相互に独立した規制当局となるため、EEAと英国の両方で化学品を販売するためには、ECHAとHSEの両方に登録しなければならない。
- ■ UK REACHは、離脱当初は、 EUのREACHと同じ規制、手続きを導入するが、合意なき離脱の場合、中長期的に、英国の化学品規制は、 EUの規制とかい離する可能性がある。

グランドファザリング

英国企業のEUのREACHへの登録物質は、UK REACHで法的に認知される。

■ 対象となる英国企業。
- ◆ 製造事業者（manufacturer）。
- ◆ 輸入事業者（importer）。
- ◆ 代理人（OR）。
- ◆ 単独登録者（sole registrants）、リード登録者（lead registrants）、共同登録者（joint registrants）。

■ 対象となる登録期間。
- ◆ 合意なき離脱時点で英国企業によりEUのREACHに登録されている。
- ◆ あるいは、離脱日前2年間のいずれかの時点で、英国企業によりEUのREACHに登録されている。

■ 必要なアクション。
- ➢ 合意なき離脱日から120日以内に、基本的情報をUK REACHのオンライン情報システムにアップロード。
- ➢ 合意なき離脱日から2年以内に、登録物質のトン数に応じた技術的情報をアップロード。

EUのREACHにおける認可を英国の製造事業者、輸入事業者、川下のユーザー、代理人が保有している場合。

■ 離脱日から60日以内に、英国当局に、認可に関わる技術的情報を提出。

EEA内の企業が保有するEUのREACHにおける認可を利用している川下のユーザーの場合。

■ 離脱日から60日以内に、英国当局に、EUの認可と認可条件、物質のサプライヤーを通知。

経過措置

EEA内のサプライヤーから購入している場合、合意なき離脱日以降は、輸入事業者になり、輸入事業者として登録しなければならないが、次の経過措置が適用される。

■ 合意なき離脱日から180日以内に当局へオンライン通知すれば、離脱日から2年間登録せずに輸入可能。

■ 2年以内に、輸入事業者として登録するか、製造事業者が代理人を登録する。

参考：合意なき離脱の場合のCEマーク

- 製造事業者による自己宣言でCEマークをつけることができる場合、合意なき離脱の影響はない。
- 第三者認証機関による評価が、CEマークの要件となっている場合、合意なき離脱日以降、英国を除くEEA内の第三者認証機関による評価が必要。
- EU法によって第三者認証機関による評価が求められている場合の適合性評価を、合意なき離脱日以降、英国の第三者認証機関は行うことができなくなる。
- 合意なき離脱前に、英国の第三者認証機関によって適合性を認められた製品は、英国を除くEEA内の第三者認証機関によって認証され、表示が変更されない限り、合意なき離脱日以降 EEA内で「上市」することができなくなる。

英国の第三者認証機関から、
英国を除くEEAの第三者認証機関に
認証を移転することが可能。

- 移転は、製造事業者と、英国の第三者認証機関、英国を除くEEA内の第三者認証機関の間の契約によって行われる。
- 移転は、ノーディールの離脱以前に行われなければならない。
- 移転完了後、製造事業者が作成する「EU適合宣言」と通知機関による認証を、移転を反映したものにアップデートする。

ノーディールの離脱日と「上市」(placing on the market)の関係

- 製造が終わり、かつ、売買あるいはリースの条件提示が行われるか、契約が成立した時点で、「上市」と認識される。
- 離脱日以前に、英国を除くEEA内で販売されている物品は、すでに上市されているため、新たな認証は不要。
- 認証がCEマークの要件である物品が、合意なき離脱日以前に、英国で製造が終わるか英国に輸入され、英国の第三者認証機関で認証され、英国以外のEEAの顧客に販売される場合、

例

  - ◆ 離脱日以前に、売買の条件提示が行われる場合、離脱日以降に、EEAの顧客に配送される場合でも、再認証は不要。
  - ◆ 離脱日以降に、売買の条件提示が行われる場合、EEA内の第三者認証機関による再認証と、表示の変更が必要。

参考：合意なき離脱の場合のUKCAマーク

- 合意なき離脱の場合、英国は、UKCA（UK Conformity Assessed）マークを導入する。

経過措置

経過措置として、次のいずれかに当てはまる場合、CEマークのみで、英国市場に上市可能。

- ■ 製造事業者自身による宣言でCEマークをつけることができる場合。
- ■ 法律上義務付けられている第三者機関による適合性評価が、EUによって認定された第三者認証機関によって行われている場合。
- ■ 英国の第三者認証機関から英国を除くEEA内の第三者認証機関に移転された認証に基づいている場合。
- ■ 経過措置の適用期限は2019年9月20日時点では未定。

経過措置終了後

- ■ 英国市場ではUKCAマークだけが認知される。
- ■ 英国市場に上市する場合にUKCAマークを必要とする要件は、EU市場におけるCEマークの要件と同じになる見込み。

UKCAマークのイメージを使用する際のルール。

- ■ サイズを拡大縮小する場合、マーク中のUKCAの文字の縦横の比率を保つ。
- ■ 法律で別途定められている場合を除き、UKCAマークの高さは、5ミリメートル以上とする。
- ■ UKCAマークは、容易に視認でき、読みやすく、永続的（消えないこと）でなければならない。

UK CA　UK CA

ご清聴ありがとうございました

© JETRO 2019. All right reserved

（参考）JETROブリュッセル事務所

【主な活動内容】

・EU・ベルギーの政治、経済、産業動向に関する調査・発信
・日本企業の海外展開支援
・ベルギー企業の対日投資促進
・見本市や商談会を通じた日本製品の魅力発信・販路の開拓支援
・時事テーマを扱うセミナーの開催

Rue de la Loi 82,Bte7,1040　Bruxelles, BELGIQUE
+32（0）2　282 05 00
belinfo@jetro.go.jp

水産品見本市へのジャパン・パビリオンの出展

ブリュッセル対日投資セミナー

Copyright(C)2018 JETRO. All Rights Reserved.